

○財務省告示第十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年十二月十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年一月十一日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第三十
七回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十七条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特定参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であって、財
務大臣が各国債市場特別参加者
ごとに応募限度額を定めるもの

五

方募

イ
入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

ロ

者 特 国
・ 別 債
第 参 市
I 加 場

込 募 各 当 も 各
み 限 国 て の 申
の 度 債 る か 込
応 額 市 。 ら み
募 範 場 所 の う ち
額 を 特 別 募 額 を 順 次 割 り
割 り 内 参 加 者 各 の 申
り 当 内 加 者 各 の 申
て 当 内 加 者 各 の 申
る 。 各 申

発 別 に
行 参 よ
「 加 る
と 者 発
い ・ 行
う 第 (以
。 II 下
」 非 「
」 格 国
」 競 債
」 争 市
」 入 場
」 札 特

六

イ
入 価
札 格
発 競
行 争
額

入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国
札 格 第 参 市 及 入 札 格 第 参 市
発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
行 争 額 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場

額 面 金 額 六 千 四 百 七 億 円
う ち 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に
定 ん に 基 づ き 七 億 七 千 百 四
つ い て は 七 千 七 百 十 万 円 特
十 三 億 七 千 七 百 十 万 円 特
別 計 算 上 七 千 七 百 十 万 円 特
の 規 定 に 基 づ き 七 千 七 百 十 万 円 特
債 に 関 する 法 律 第 四 十 七 条
二 百 十 三 億 二 千 二 百 十 五 万 千
円 特 別 計 算 上 七 千 七 百 十 万 円 特

ロ

者 特 国
・ 別 債
第 参 市
I 加 場

国 条 特 円
債 の 別 二
に 規 会 百
つ 定 計 十
い に に 三
て 基 関 億
、 づ す る 二
額 き る 千
面 発 法 二
金 行 律 百
額 し 第 十
で た 四 七
五 利 十 五
百 付 七 万

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行

十 額 格 十
銭 面 五
金 額 銭
百 円 以
に つき 上
九 十 九 十
四 円 四 十
四 円 四 十

(一) 年 一
募 入 九
払 込 十
決 定 百
の 通 円
知 受 十
を け 十
の た 十
算 者 四

(二) 発行時に
係る所得
もとの記
座につい
にりついで
よりに算出
額に百分の
じた金額の
を發行時に
が非居住者
るが算出た
よるが算出
た金額の

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{19}{100} \times \frac{81}{365}}$$

十四 初期利子

住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。平成二十五年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成五十四年九月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行

十九 払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十四年十二月十日